行政法　予備２７１９肢イ

第１　肢の結論

正しい。

第２　公共施設の管理者の同意の処分性

１　問題の所在

都市計画法は，開発行為による影響を受ける公共施設の管理者の同意を得ることを開発許可申請の要件としている。そこで，公共施設の管理者が同意を拒否する行為に，処分性が認められるか問題となる。

２　結論および理由

（１）　結論

同意を拒否する行為には，処分性が認められない。

肢は正しい。

（２）　理由

まず，処分性とは，公権力が直接国民に対して権利，義務の範囲を形成し，または範囲を確定することが法律上認められるものをいう。

そして，本件の同意は，処分性の一般要件に，あたらない。なぜなら，同意は許可申請の要件にすぎず，申請そのものはできるからである。実際，国民の権利の形成は，要件を満たさないことを理由とする申請拒否処分によって，確定形成されると考えられる。

もっとも，国民から見れば，同意が得られない段階で，申請を出しても，拒否処分がされる見通しは，明らかである。

そこで，申請前の同意の段階で，実質を考慮して，処分性を認められないかという疑問が生じるが，不当である。理由は以下の通りである。

仮に，同意に，処分性を認めると，処分を行った公共施設の管理者が処分庁として争うこととなる（行政事件訴訟法１１条）。公共施設の管理者の負担も重くなる上に，都市計画法の目的を判断させる行政庁としては不適切である，判断がバラバラになる恐れがある。したがって，同意の処分性を否定する必要がある。

そして，同意は，申請の要件になっている。しかし，申請の段階で，行政庁に報告すれば，改善の可能性もある。その残されている以上，同意に処分性を認めるのは，国民の濫訴の恐れがあり問題である。

また，申請拒否処分された後に，取消訴訟で争っても遅くはない。これらの理由により，例外として処分性を認める必要はない。したがって，同意については処分性は否定されると考える。

以上